

標準貨物自動車運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)

目 次

第一章 総 則(第一条・第二条)

第二章 運送業務等

第一節 通 則(第三条第五条)

第二節 運送の申込み及び引受け(第六条第十七条)

第三節 積付け(第十八条)

第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条第二十六条)

第五節 指図(第二十七条・第二十八条)

第三章 積込み又は取扱い等(第六十一条第六十四条)

第一 章 総 則

(事業の種類)

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

第二 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第三 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

第四 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第一条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

第二 当店は、前項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第三 積込み又は取扱い等(第六十一条第六十四条)

第一 節 通 則

(受付日時)

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運送の順序)

第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第五条 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。

第六条 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日

第七条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

第八条 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各一日

第九条 前項の規定による引渡し期間の満了後貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延長とします。

(引渡し期間)

第十条 第二節 運送の申込み及び引受け

(運送の申込み)

第一条 当店は、荷物の運送を申込む者(以下「申込者」という)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十二条第一項に規定する真荷主又は個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く)。(以下「真荷主等」という)であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

第二 運送申込書の提出に付するときは、その旨及び申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

第三 特約事項があるときは、その内容

第四 本約款の内容について承諾する旨

第五 運送申込書の提出年月日

第六 その他その他の貨物の運送に関し必要な事項

第七条 前項において、当店が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ)による運送の申込み方法を定めているときは、次に掲げる事項を記載することを要します。

第八条 申込者は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受け書の交付に代えて、当該運送引受け書を交付したものをとみなします。

(貨物の種類及び性質の確認)

第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

第一 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに対する疑いがあるとき

第二 申込者が、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検をした費用を負担していただきます。

第三 当該運送に適する設備がないとき。

第四 当該運送に關し、申込者から特別の負担を求められたとき。

第五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

第六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(高価品及び貴重品)

第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。商品券その他の有価証券並びに

一 貨幣 紙幣 銀行券 印紙、郵便切手及び公債証券、債券、商品券その他の有価証券並びに

金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンゲステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、ベツ甲、珊瑚及び各その製品

二 美術品及び骨董品

三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く)が運送の級別等不明の場合は、前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

二 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

一 (外装表示)

第一条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が認めた事項については、この限りであります。

二 当店は、荷造りをしてなければなりません。

三 当店は、貨物の荷造りが十分でないとときは、必要な荷造りを要求します。

四 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第五条 (運送の級別等不明の場合は)

第六条 荷送人は、貨物自動車運送事業者に運送引受け書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ)が運送の申込みをするに当たり、運送の級別等その他その他の貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

(荷造り)

第七条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の級別等に応じて、運送に適するよ

うに荷造りをしなければなりません。

第八条 当店は、貨物の荷造りが十分でないとときは、必要な荷造りを要求します。

第九条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

(荷造り)

第十条 荷送人は、荷造りをしてなければなりません。

第十一条 当店は、荷送人(第七条第一項の運送引受け書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ)が運送の申込みをするに当たり、運送の級別等その他その他の貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとつて最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

(荷造り)

第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の級別等に応じて、運送に適するよ

うに荷造りをしなければなりません。

第十三条 荷送人は、貨物自動車運送事業者に運送引受け書の交付を受けた申込者をもつて前項の外装表示に代わることができます。

第十四条 荷送人は、荷造りをしてなければなりません。

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他の運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

第十六条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第十七条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第十八条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第十九条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十一条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十二条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十三条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十四条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十五条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十六条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十七条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十八条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第二十九条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十一条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十二条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十三条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十四条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十五条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

第三十六条 荷送人は、荷造りの不備による損害を負担すること。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついたまがないときは、当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、荷棄その他の処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを作生じたときも同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡しの日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時ににつき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(運賃、料金等)

第三十二条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に對し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とし、運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

5 第二項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等の全額を收受することを認めることができます。

6 第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

7 第三十四条 当店は、車両が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行なう場合における待機した時間を含む）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

8 第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四-five percentの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

9 第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当該滅失し、又は損傷を生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、既にその貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收取しているときは、これを払い戻します。

10 第三十七条 当店は、車両が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行なう場合における待機した時間を含む）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

11 第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收取しているときは、これを払い戻します。

12 第三十九条 当店は、運送引受書に記載した集貨予定期日の当日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十分の一以内に運賃、料金等の全額を收受します。

13 第四十一条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他の運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

14 第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

15 第四十三条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送申込書を品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

16 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

17 第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

18 第四十六条 当店は、運送申込書等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

19 第四十七条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

20 第四十八条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

21 第四十九条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

22 第五十条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

23 第五十一条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

24 第五十二条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

25 第五十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

26 第五十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

27 第五十五条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

28 第五十六条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

29 第五十七条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

30 第五十八条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

31 第五十九条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

32 第六十条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

33 第六十二条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

34 第六十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

35 第六十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

36 第六十五条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

37 第六十六条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

38 第六十七条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

39 第六十八条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

40 第六十九条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

41 第七十条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

42 第七十二条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

43 第七十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 同盟寵業、同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 法令又は公権力の發動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

一 運送契約の締結の当时、貨物が高価品であることを当店が知つていたとき。

二 当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

3 当店は、前項各号の場合において、必要に応じ、いつでもその取卸し、荷棄その他の処分をした場合において、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は他に損害を及ぼすおそれを作生じたときも同様とします。

4 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

5 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(責任特別消滅事由)

第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、適用しません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

一 運送契約の締結の当时、貨物が直ちに発見することができない損害又は一部滅失があつた場合に

2 おいて、貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間に

3 は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第四十八条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

2 前項の規定は、これと異なります。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一部滅失がさかづけた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

4 一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

5 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

6 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

7 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

8 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

9 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

10 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

11 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

12 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に

13 貨物が引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損害又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人にに対する当店の責任に係る第一項の期間内に